

手持業務高による入札参加制限の廃止について

庄原市役所 総務部 管財課

表題のことにつきまして庄原市では、令和8年4月1日以降に指名通知を行う測量コンサルタント等業務の入札案件より、現在市内に本社が所在する事業者以外に適用している、手持業務高による入札参加制限(本制限内容の詳細は下記のとおり。)を廃止しますので、遺漏のないようお願いいたします。

<現在設定している「手持業務高による入札参加制限」の内容>

各案件の指名通知日において、各社の「手持業務請負金額」(※1)が、各社の「過去平均受注高」(※2)以上となった事業者は、入札に参加できません。

具体的には、各案件の指名通知日においてこの条件に適合する事業者に対しては、指名通知を行いません。また同一の開札日に複数件の入札があり、ある入札案件を落札したためこの条件に適合することとなった事業者は、後の案件の開札時にその入札を無効扱いとします。

※1…指名通知を行う日の前月末日までに完了検査が終了していない庄原市発注の入札案件。
(随意契約分は対象外。)

※2…過去5年度における年平均額。(例：令和7年10月に指名通知を行う案件であれば、令和2～6年度の年平均額。)また、対象とするのは庄原市が発注する入札案件で、随意契約分は含まず、各案件の最終精算額を算定基礎とする。
この年平均受注額が100万円未満の場合には、平均受注高を100万円とする。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市役所 総務部 管財課 契約係

Tel 0824-73-1203(直通)

E-Mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp